

計 画 概 要

事 業 計 画 の 概 要	
事 業 の 目 的	
事業区域の地名地番	
事業者住所 ・ 氏名	住所
	氏名
	電話 ()
連 絡 先	※事業者又は代理人の連絡先を記載すること。
この標識は、鎌倉市都市景観条例施行規則第9条の5の規定に基づき設置したものです。 この事業計画について、鎌倉市都市景観条例第10条の2第4項に規定する周辺住民は、 年 月 日までに、同項に規定する意見を提出することができます。	

450mm
以上

450mm以上

計 画 図

計 画 図	

450mm
以上

450mm以上